

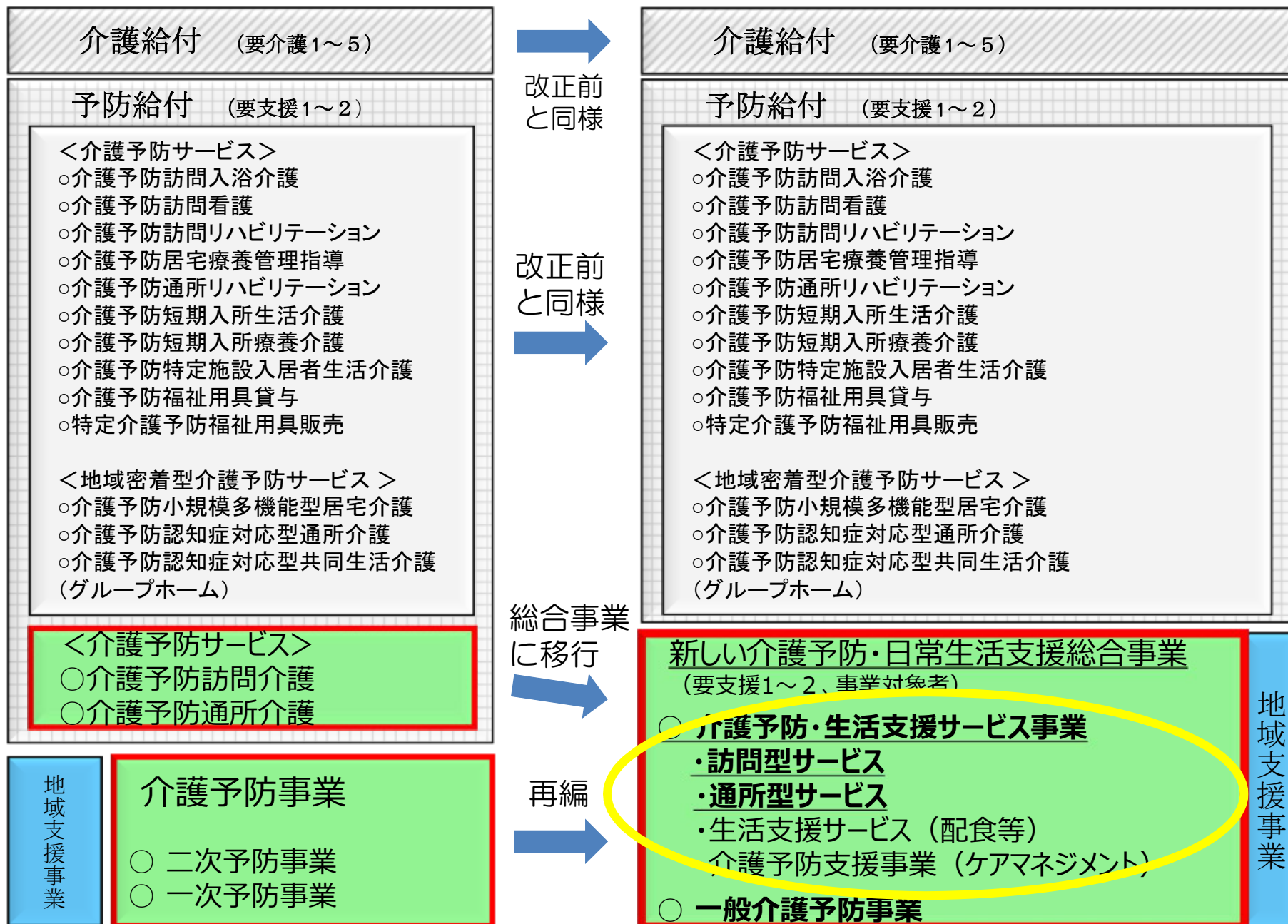
介護予防・生活支援サービス事業 実施に向けた 通所型サービスに関する説明会

さいたま市保健福祉局福祉部
介護保険課・いきいき長寿推進課・監査指導課
平成29年2月20日(月)

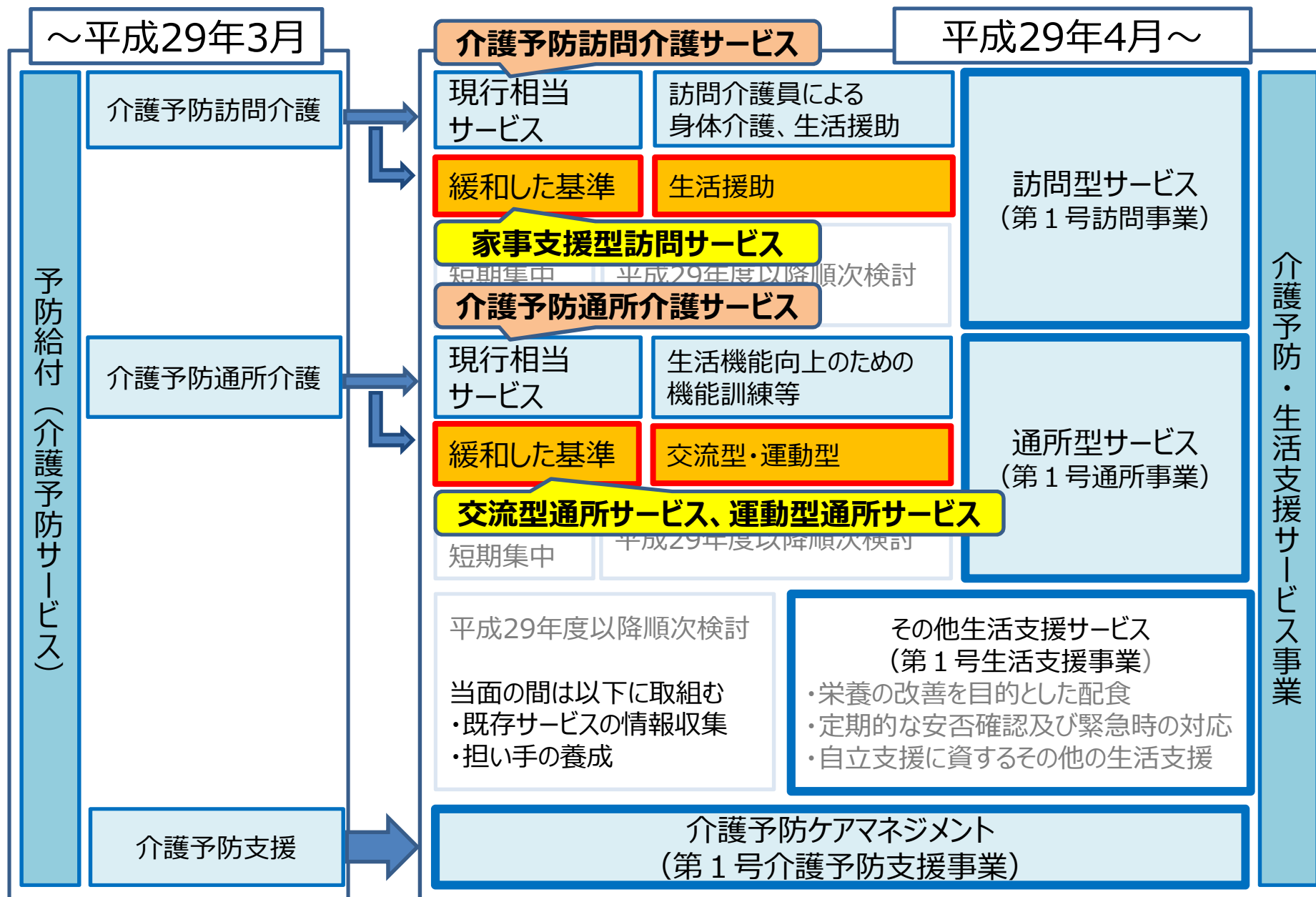
はじめに

- 1 通所型サービスの事業費の算定方法について
- 2 通所型サービスの事業者指定申請について
- 3 監査指導について
- 4 モデル事業報告について

はじめに、介護保険制度から見た介護予防・生活支援サービス事業



はじめに、介護予防・生活支援サービス事業の詳細



はじめに、介護予防・生活支援サービス事業の対象者

相談受付（シニアサポートセンター（地域包括支援センター）・区役所高齢介護課）

支援を受けたい

運動教室や体操へ参加したい

認定申請を希望する

基本チェックリストを希望する

介護相談受付票

施設・医療系サービスの利用が必要である

健康状態に注意を要する状態であり、医療データ等が必要である

左の項目には当てはまらないが、何らかの支援を希望する

要介護・要支援認定申請

基本チェックリスト

要介護1～5

要支援1・2

非該当

事業対象者

非該当

元気な高齢者

介護給付

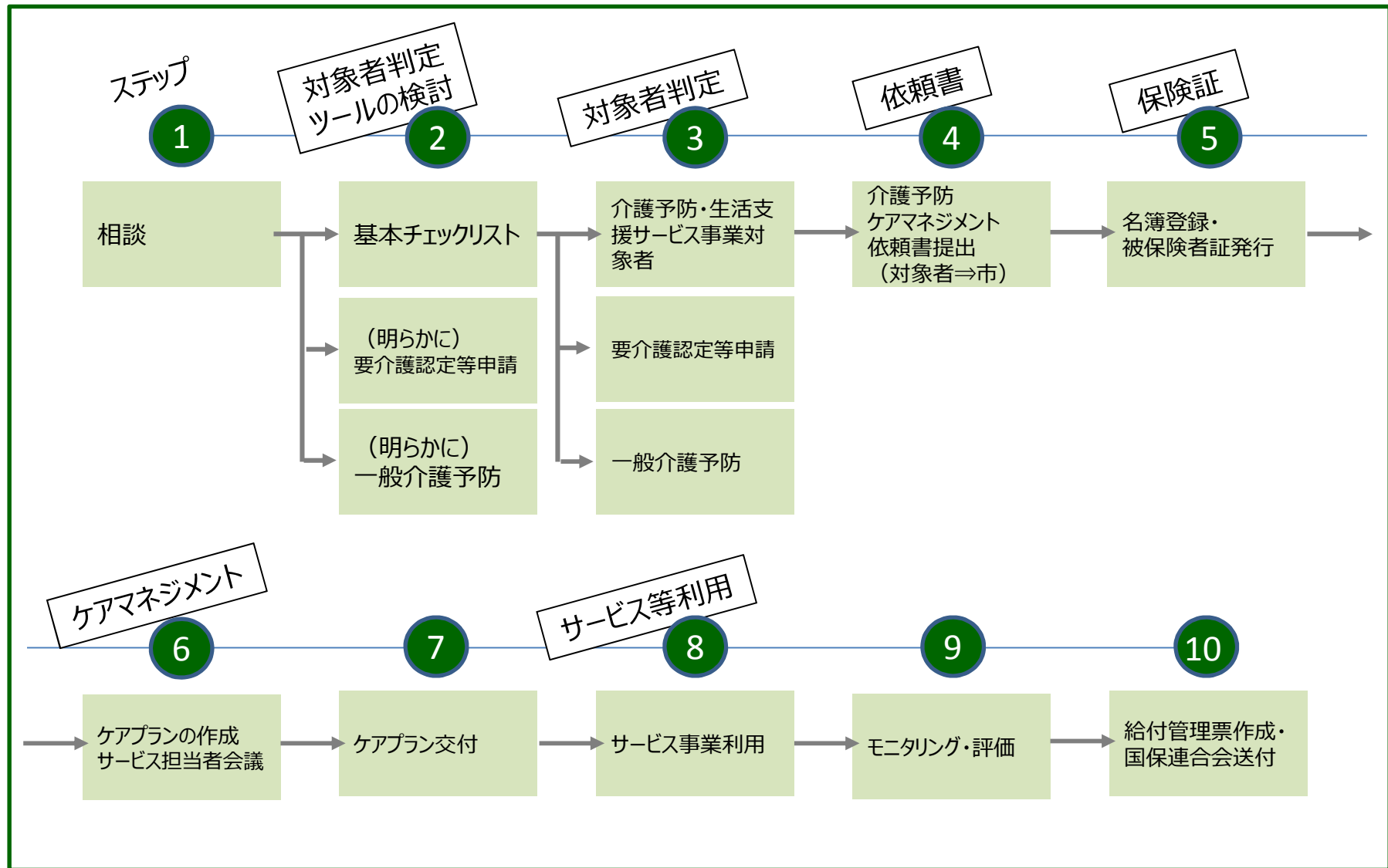
予防給付のみ

予防給付

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

はじめに。【参考】サービス利用の流れ



出典：厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用の流れ
http://www.kaigokensaku.jp/commentary/flow_synthesis.html

1 通所型サービスの事業費の 算定方法について

利用できるサービス・事業内容

サービス・事業		利用できる単位数			
		事業対象者	要支援 1	要支援 2	
予防給付	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 	利用不可	予防給付サービスと総合事業サービスの利用単位数の合計が5,003単位	予防給付サービスと総合事業サービスの利用単位数の合計が10,473単位
	地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 			
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービス 現行相当サービス 緩和した基準によるサービス ○通所型サービス 現行相当サービス 緩和した基準によるサービス 	総合事業サービスの利用単位数が5,003単位		
	一般介護予防事業	誰でも利用が可能			
介護保険外の市場サービス		日常生活の中で、地域の活動への参加に結びつけ、高齢者自身が「役割や生きがいを持って生活できる」と思うことができるよう、地域力を借りながら、新たな仲間づくりの場や楽しみとなるような生きがい活動への参加に焦点を当て、できるようになった生活行為の維持に引き続き取り組むところまで結びつける。			
地域の集まり・自主活動					
家族の支援・自助努力					

第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる**心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする。

通所型サービスの考え方と利用者負担割合

	介護予防通所介護 (予防給付)	介護予防 通所介護サービス (現行相当)	交流型通所サービス 運動型通所サービス (緩和した基準)	
実施期間	～平成30年3月31日	平成29年4月1日～		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援 1・2 (認定有効期間の開始日が、「平成29年3月31日」以前の方) 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援 1・2 (認定有効期間の開始日が、「平成29年4月1日」以降の方) 事業対象者 		
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練等		交流型	運動型
対象ケース	<ul style="list-style-type: none"> ○すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース ○通所することにより専門職の指導を受けながら、集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ・うつ状態及び運動機能の低下による閉じこもり傾向のある者 ・自宅での入浴が困難な者 ・不適切な介護状態にある者 <p>※状態等を踏まえながら、一定期間（6ヶ月）後のモニタリングに基づき可能な限り多様なサービスの利用を促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメントにより、左記の対象ケースに該当しないと判断されるケース <p>※状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p> <p>(緩和した基準のサービス利用の場合も、一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援や一般介護予防事業に移行していくことが重要)</p>	
利用頻度	介護予防ケアマネジメントを踏まえ、適切な利用回数、利用時間の設定が行われるもの。		原則週 1 回	原則週 1 回
利用者負担割合	原則1割（一定所得者は2割）			

通所型サービスの単位数（案）

	介護予防通所介護 (予防給付)	介護予防 通所介護サービス (現行相当)	交流型通所サービス 運動型通所サービス (緩和した基準)	
			交流型	運動型
単位数	(Ⅰ)要支援1 1,647単位/月 (Ⅱ)要支援2 3,377単位/月	(Ⅰ)事業対象者 1,647単位/月 (Ⅱ)要支援1 1,647単位/月 (Ⅲ)要支援2 3,377単位/月	323単位/回	337単位/回
加算・減算	定員超過又は人員基準減算	×70/100	×70/100	
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	なし	
	若年性認知症利用者受入加算	+240	なし	
	同一建物送迎減算	(-376,-752)	なし	
	生活機能向上グループ活動加算	+100	なし	
	運動器機能向上加算	+225	なし	
	栄養改善加算	+150	なし	
	口腔機能向上加算	+150	なし	
	選択的サービス複数実施加算	(+480,+700)	なし	
	事業所評価加算	+120	なし	
	サービス提供体制強化加算	(+24~,+144)	なし	
	送迎減算	なし	-38/片道	

通所型サービスの単位数（案）

	介護予防通所介護 （予防給付）	介護予防 通所介護サービス （現行相当）	交流型通所サービス 運動型通所サービス （緩和した基準）	
			交流型	運動型
加算・減算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）※ （Ⅰ）：所定単位数の 59/1000 （Ⅱ）：所定単位数の 43/1000 （Ⅲ）：所定単位数の 23/1000 （Ⅳ）：（Ⅲ）×0.9 （Ⅴ）：（Ⅲ）×0.8		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）※ （Ⅰ）：基本報酬×利用回数の 59/1000 （Ⅱ）：基本報酬×利用回数の 43/1000 （Ⅲ）：基本報酬×利用回数の 23/1000 （Ⅳ）：（Ⅲ）×0.9 （Ⅴ）：（Ⅲ）×0.8	

※ 平成29年度介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算の拡充が予定されています。

（参考）介護保険最新情報vol580 平成29年1月30日

- 段階新設（現4段階→新5段階）
- 加算率の見直し

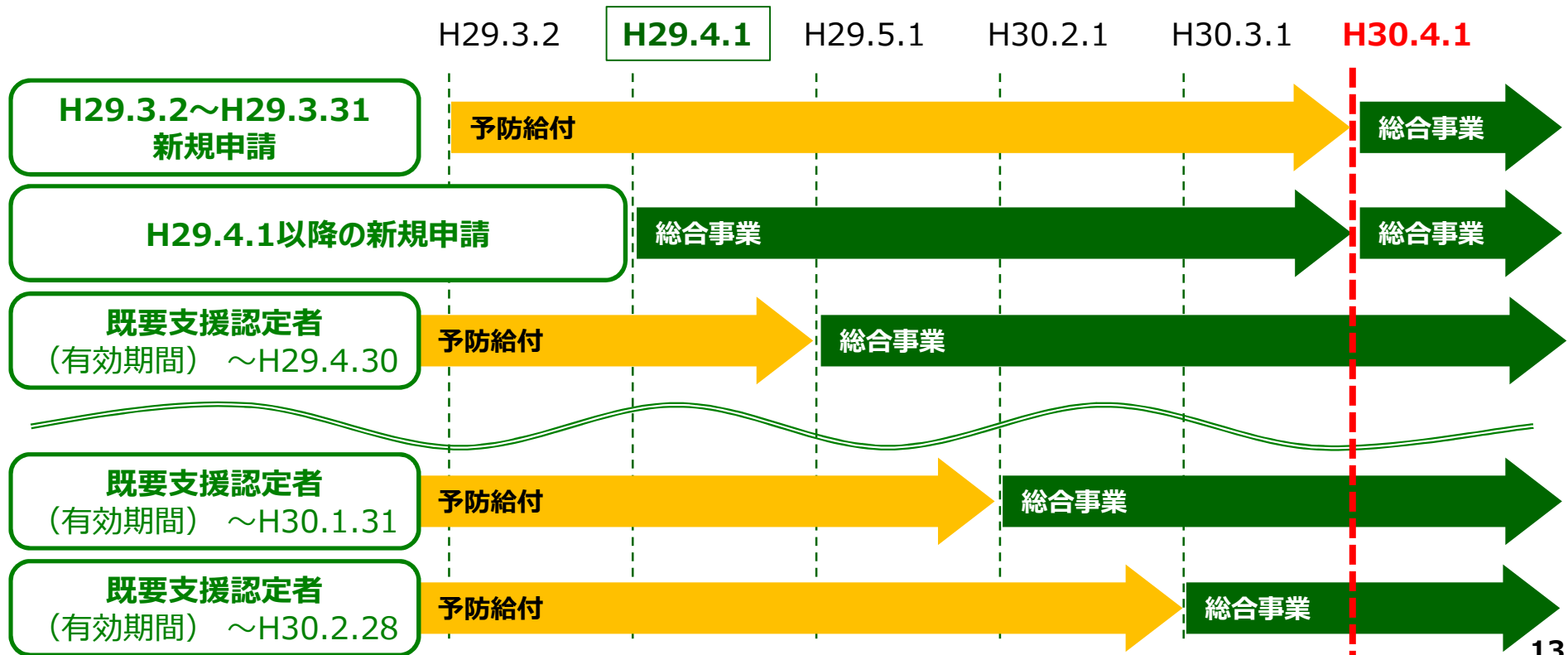
この報酬改定に伴い、介護予防通所介護サービス（現行相当）のサービスコードも改定が予定されています。

平成29年度における第1号事業の対象者及び対象事業総合事業移行に伴う留意点



- 認定有効期間が平成29年4月以降の要支援認定者は総合事業のサービスを利用します。
- 平成29年4月以前に認定有効期間が開始している要支援認定者は、その認定有効期間の終了日まで予防給付としてサービスを利用します。

認定有効期間開始日	認定有効期間満了日まで	更新申請後の認定有効期間開始日から
平成29年3月31日まで	予防給付	総合事業
平成29年4月1日から	総合事業	総合事業



総合事業移行に伴う留意点（サービスコード）

① サービスコードの新設

- 介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスについて、新たにサービスコードを設定します。

	介護予防通所介護 (予防給付)	介護予防通所介護サービス (現行相当)		交流型通所サービス 運動型通所サービス (緩和した基準)
		<u>みなし指定</u> の事業所※	<u>みなし指定以外</u> の事業所	
サービスコード 種類	65 (従来と同じ)	A5	A6	A7

(A1～A4は、第1号訪問事業のサービスコード種類)

- ※ みなし指定の事業所の指定有効期間は、**平成30年3月31日まで**です。
平成30年4月以降のサービス提供分の請求は、A6のサービスコード種類を利用します。

②地域単価の適用に係る考え方

- 地域単価の設定の考え方は、サービスや事業者の指定内容によって、取り扱いが異なります。

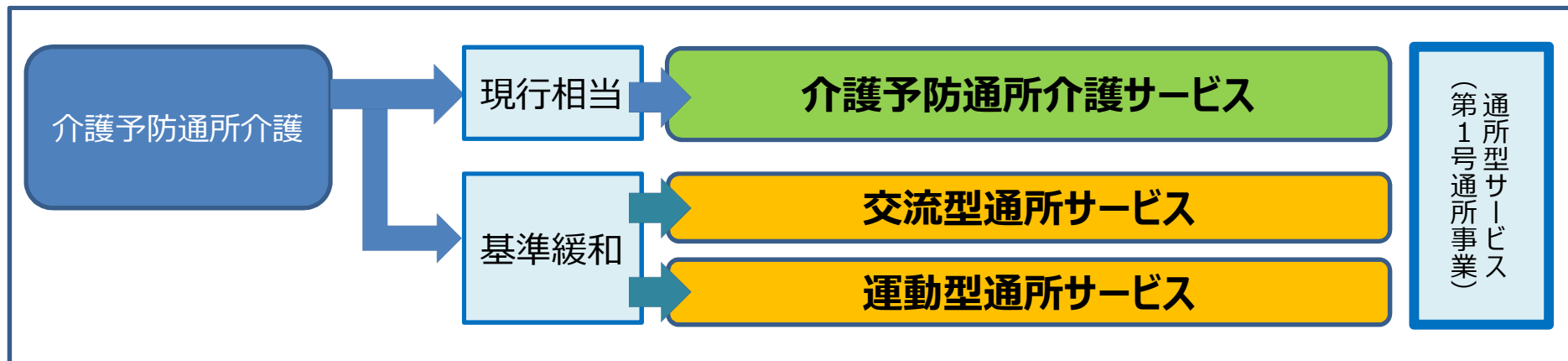
	介護予防 通所介護 (予防給付)	介護予防通所介護サービス (現行相当)		交流型通所サービス 運動型通所サービス (緩和した基準)
		<u>みなし指定</u> の事業所	<u>みなし指定以外</u> の事業所	
地域単価 設定の 考え方	事業所所在地における 地域区分の単位数単価を設定		保険者により、10円か地域区分の単位数 単価のいずれかを選択※	
さいたま市の 取り扱い	4級地 10.54円 （平成29年4月～平成30年3月提供分まで）			

※ 他市の被保険者にサービスを提供する場合は、他市の地域単価が適用されますので、当該保険者の地域単価の設定を確認してください。

2 通所型サービスの 事業者指定申請について

サービス基準について

①さいたま市の訪問型・通所型サービス（平成29年4月～）



「現行相当」・「基準緩和」のサービス指定基準は、市が要綱により定めます。

- 現行相当は、現在の介護予防サービスの基準と同様の基準です。
- 基準緩和は、人員などの基準を一部緩和したものです。

サービス基準について

②交流型通所サービス・運動型通所サービスの内容

交流型通所サービス

歌や絵画等の文化活動、お茶会等の交流活動などをメインとし、運動や体を動かすレクリエーション等（椅子に座って行うごく軽い運動などは除く。）は行わないサービス。

提供時間：概ね 2 時間半～ 3 時間程度

運動型通所サービス

身体機能の維持向上のための短時間の専門的な運動等を中心に実施するもので、専門の機能訓練指導員やインストラクターを配置するのが適当と解されるサービス

提供時間：概ね 1 時間半～ 2 時間程度

※「運動等」の内容によっては、交流型と運動型のサービスのどちらになるか判断が難しいケースがありますが、その場合は「専門の機能訓練指導員やインストラクターを配置するのが適当」かどうかで個別に判断することになりますので、事前（指定申請前）にご相談下さい。

サービス基準について

③通所型サービス基準について

	現行相当	介護予防通所介護サービス	
人員基準	管理者	常勤・専従1人 *管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。	
	生活相談員	専従1人以上 ※勤務時間÷提供時間 = 1.0以上	1人以上は 常勤
	介護職員	(~15人) 専従1人 (16人~) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 *提供時間中は常時1人配置	
	看護職員	専従1人	
	機能訓練指導員	専従1人 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	
設備基準	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員以上	
	静養室	1区画	
	相談室	1区画（遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮する。）	
	事務室	1区画	
	その他の設備	通所介護の提供に必要な設備等 消化設備その他の非常災害に必要な設備	
	備品等	通所介護の提供に必要な備品等	

	緩和した基準	交流型通所サービス	運動型通所サービス
人員基準	管理者	専従1人 *管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可	専従1人 *管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可
	生活相談員	不要	不要
	介護職員	(~15人) 専従1人以上 (16人~) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 *提供時間中は常時1人配置	(~15人) 専従1人以上 (16人~) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 *提供時間中は常時1人配置
	看護職員	配置は必須ではないが、救急対応可能な体制は必要。	
	機能訓練指導員	不要	専従1人 医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、経験のある介護職員、介護予防運動指導員、健康運動指導士等 *提供時間中は常時1人配置
設備基準	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員以上（サービスを提供するために必要な場所） *通所介護、現行相当サービスと同時に実施する場合は、それぞれの定員合計×3㎡の面積が必要	
	静養室 相談室	*静養室、相談室：個室である必要はないが、静養や相談できるスペースを確保すること。その場合、遮蔽物の設置等によりプライバシーの確保及び相談の内容等が漏えいしないよう配慮する。	
	事務室	1区画	
	その他の設備	サービスの提供に必要な設備等 消化設備その他の非常災害に必要な設備	
	備品等	サービスの提供に必要な備品等	

サービス基準について

④交流型通所サービス・運動型通所サービスの基準について

1. 人員基準

- ①生活相談員は必置でないため、基準緩和サービスにおける相談員の役割は基本的に管理者が担うことになります。
- ②運動型サービスの機能訓練指導員「経験のある介護職員」とは
→通所介護又は入所系施設等において、通所介護又はそれに類する業務に通算して5年以上従事した者
- ③基準緩和サービス（交流型・運動型共通）における看護職員配置について
→救急対応可能な体制とは
…救急対応について連絡可能な医療・看護職の準備、緊急時の対応マニュアルの作成等

2. 設備基準

- ①静養室・相談室
個室である必要はないが、静養や相談できるスペースを確保すること。
その場合、遮蔽物の設置等によりプライバシーの確保及び相談の内容等が漏えいしないよう配慮する。
→現在の運用を基準として明確にただけなので、基本的に現行相当と変わりません。

3. 運営基準

- ①運営基準は現行相当サービスとほぼ同様です。
- ②個別支援計画の作成やモニタリング等、管理者が行う業務は現行相当と同様です。

サービス基準について

⑤ 一体実施における人員配置の考え方

- A. 通所介護
- B. 介護予防通所介護サービス（現行相当）
- C. 交流型通所サービスor運動型通所サービス（基準緩和サービス）

※ここでの「通所介護」の考え方はすべて「地域密着型通所介護」を含みます。

○既存の事業所が基準緩和サービスを提供する場合の類型

- (1) A・B・Cを一つの事業所で一体的に（同時に）実施する
- (2) A・BとCを一つの事業所で場所や時間帯を分けたりして区別して実施する
- (3) A・Bを実施する場所とは別の場所（建物）を用意してCを実施する
（基準緩和サービスの単独実施）

→今回は、（1）の一体的に運営する場合についてのみ説明します。

※その他類型は市ホームページ掲載の平成28年11月14日開催の事業者説明会資料をご覧ください。

サービス基準について

- (1) A. 通所介護（介護給付） B. 現行相当サービス（介護予防通所介護サービス）
C. 基準緩和サービス（交通型通所サービス・運動型通所サービス）
を一つの事業所で一体的に運営する場合（同じ時間帯に、同じ機能訓練室で提供）

例 食堂＋機能訓練室の面積81㎡の事業所

①定員の考え方

- ・A通所介護（＋B現行相当サービス）の定員：20人
- ・C基準緩和サービスの定員：7人

→定員は、通所介護と基準緩和サービスのそれぞれで定めるが、
定員の合算値×3㎡を、食堂＋機能訓練室の81㎡以下になるようにすること。

$$20人 + 7人 = 27人 \quad 27 \times 3\text{㎡} = 81\text{㎡}$$

A通所介護 17人	B現行相当サービス 3人	C基準緩和 7人
--------------	-----------------	-------------



通所介護＋現行相当サービス20人
20人×3㎡＝60㎡が必要



基準緩和サービス7人
7人×3㎡＝21㎡が必要

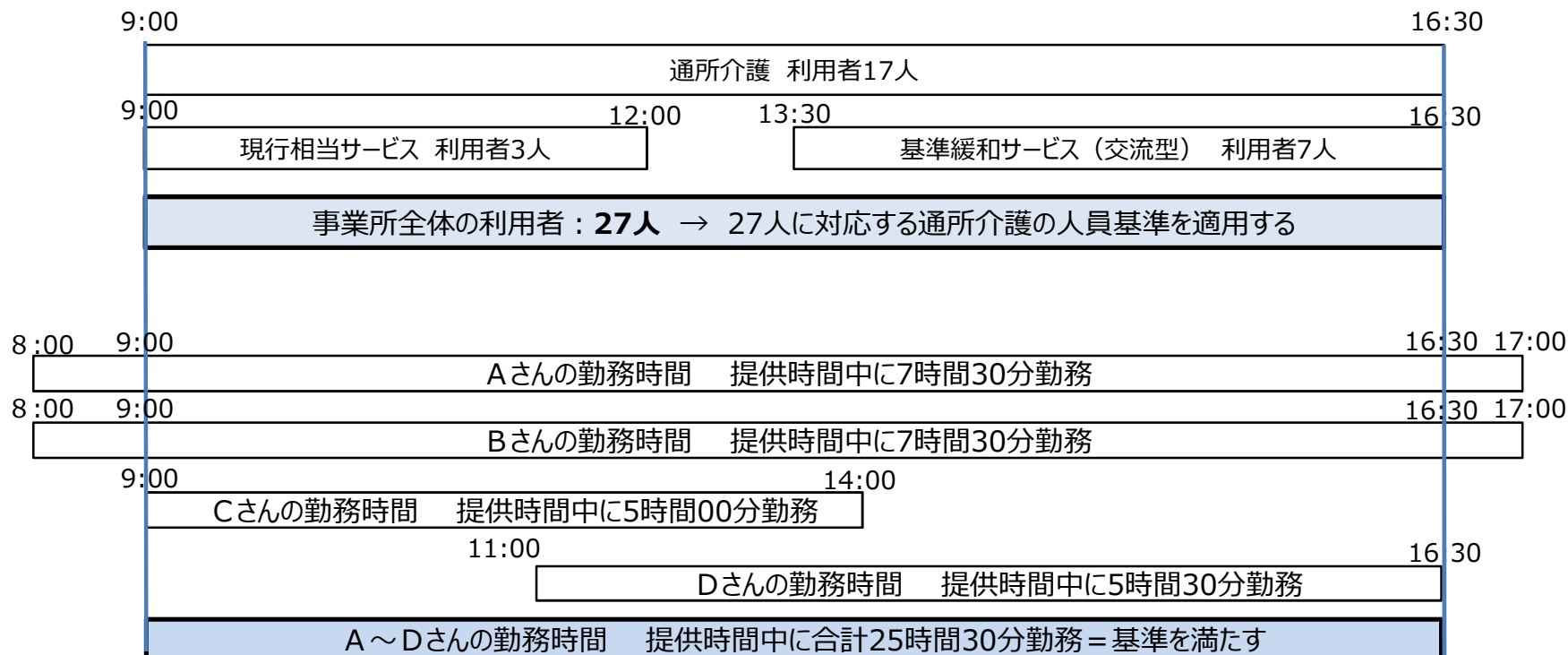
合計＝81㎡

サービス基準について

②人員基準の考え方

- ・A 通所介護（+ B 現行相当サービス）の利用者：20人
- ・C 基準緩和サービスの利用者：7人 の場合
→合計である**27人の利用者に対する通所介護の基準を満たすようにすること。**
= 通所介護・現行相当・基準緩和サービスを**一体的に運営する場合は、通所介護の基準によること。**

○一体的に運営する場合の介護職員配置例 * サービス提供時間9:00～16:30



<参考>

(27人 - 15人) ÷ 5 + 1人 = 3.4人 サービス提供時間が9:00～16:30の場合、3.4 × 7.5時間 = 25.5時間
提供時間中に25.5時間分の介護職員の総勤務時間が必要となる。

サービス基準について

③サービス提供方法の考え方

基準緩和サービス利用者については、通所介護や現行相当サービスと同一部屋、同一時間に一体的に行う場合であっても、利用者心身の状況に差があるため、プログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響しないよう配慮すること。

つまり、同じ部屋内であっても、それぞれのサービス区分のグループ空間を分け、それぞれでサービス提供をすることが望ましい。

ただし、歌やお茶会など、相互の交流によって介護予防や自立支援が進むなどの効果や必要性がある場合は、そのことを個別支援計画に明記すれば、各々の対象者が同じテーブル等について混在してサービスを受けることも可とします。

なお、その場合であっても、常時混在したサービス提供をすることは認められず、日または時間を決めてサービス提供する必要があります。

④設備基準の考え方

②人員基準の考え方と同様、通所介護・現行相当サービス・基準緩和サービスを一体的に（同時に）提供する場合には、**設備基準は通所介護の基準となる。**

そのため、①にも示すとおり面積要件も $3\text{m}^2 \times 27\text{人} = 81\text{m}^2$ 要することとなる。

サービス基準について

⑥訪問型サービス基準について（参考）

現行相当	介護予防訪問介護サービス
サービス内容	身体介護、生活援助（老計第10号通知の範囲内）
人員基準	管理者 常勤・専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。 ※サービス提供責任者の兼務可。
	従事者 常勤換算方法で2.5以上（サービス提供責任者を含む） 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.介護職員初任者研修修了者、旧訪問介護員養成研修（1,2級課程）修了者 4.看護師及び准看護師
	サービス提供責任者 利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上（原則として、常勤・専従） 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.旧訪問介護員養成研修（1級課程）修了者 4.介護職員初任者研修等修了者、旧訪問介護員養成研修（2級課程）修了者で実務経験3年以上（平成29年度に廃止） 5.看護師及び准看護師（平成29年度に廃止）
設備基準	事務室 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画（利用申込の受付、相談等への対応に適切なスペース）
	相談室 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画（利用申込の受付、相談等への対応に適切なスペース）
	その他 訪問介護の提供に必要な設備等
備品等	訪問介護の提供に必要な備品等

緩和した基準	家事支援型訪問サービス
サービス内容	<u>生活援助</u> （老計第10号通知の範囲内）
人員基準	管理者 専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。 ※サービス提供責任者の兼務可。
	従事者 必要数（サービス提供責任者を含む） 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.介護職員初任者研修等修了者、旧訪問介護員養成研修（1,2級課程）修了者 4.看護師及び准看護師 5.一定の研修受講者（さいたま市が実施する研修を受講した方）
	サービス提供責任者 利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上 ※ <u>緩和した基準のサービスを単独で実施する場合、利用者の数が50人またはその端数を増すごとに1人以上</u> 資格等 1.介護福祉士 2.実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者 3.旧訪問介護員養成研修（1級課程）修了者 →資格要件は現行相当から平成29年度廃止要件を除いたもの。
設備基準	事務室 相談室 事業の運営を行うために必要な広さの専用区画（事務室と相談室が同区画でも可だが、遮蔽物の設置等によりプライバシーの確保及び相談の内容等が漏れないよう配慮する。）
	その他 サービスの提供に必要な設備等
	備品等 サービスの提供に必要な備品等

事業者指定申請について

①みなし指定について

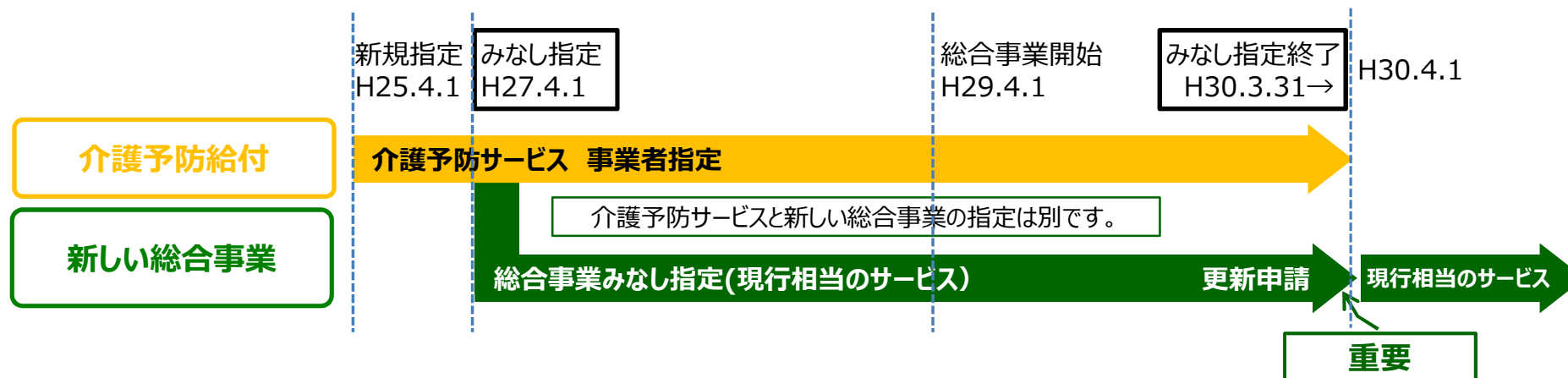
(1) 平成27年3月31日までに開設した事業所

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、**平成27年4月1日より平成30年3月31日まで総合事業の事業者指定を受けたものとみなし、指定されています。**

この指定は介護予防通所介護サービス（現行相当サービス）の提供にのみ係るものです。そのため、平成29年4月1日の移行に係る手続きは不要です。

平成30年4月以降も引き続き、さいたま市の被保険者に対してサービスを提供する場合には、**さいたま市へ指定の更新申請**が必要となります。

例：平成25年4月1日に開設



(2) 平成27年4月1日以降に開設した事業所

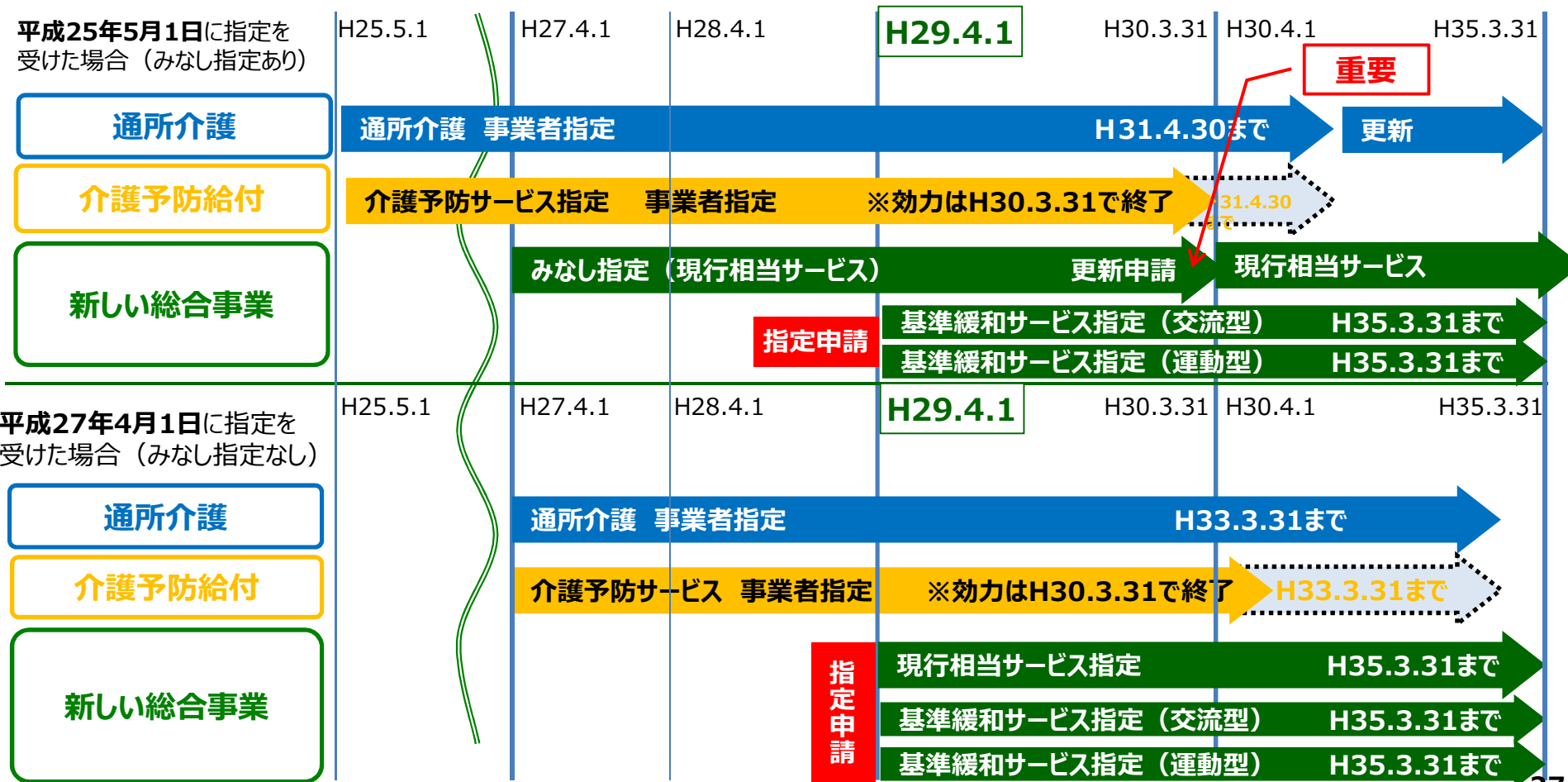
平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の新規指定を受けた事業所は、**みなしの指定を受けていません。**

そのため、さいたま市の被保険者に対して平成29年4月より介護予防通所介護サービス（現行相当サービス）を提供する場合には、さいたま市に介護予防通所介護サービスの**新規指定の申請**が必要です。

事業者指定申請について

② 指定有効期間の取扱い

※基準緩和サービスの指定を受けた場合、平成29年度は最大5つの指定期間が並行します。
 例：平成27年4月1日に（介護予防）通所介護事業所を開設しており、平成29年4月1日に基準緩和サービスの指定を受けた場合
 通所介護⇒H27.4.1～H33.3.31、介護予防通所介護⇒H27.4.1～H30.3.31、現行相当サービス⇒H29.4.1～H35.3.31、
 基準緩和サービス（交流型通所サービス・運動型通所サービス）⇒H29.4.1～H35.3.31、
 ※総合事業のみなし指定（現行相当サービス）のみ3年間有効で、他の指定は6年間となります。



事業者指定申請について

③ 指定申請手続き一覧表

	指定を受けるサービス	事業者区分	指定手続き	平成29年4月1日より事業開始する場合※の指定申請期限
総合事業	(現行相当サービス) 介護予防訪問介護サービス 介護予防通所介護サービス	平成27年3月31日時点で介護予防サービスの指定を受けていた（開設していた）事業者	みなし指定を受けており、手続き不要。ただし、平成30年4月1日以降も引き続きサービスを行う場合には、指定更新が必要。	指定申請の必要なし。
		平成27年4月1日以降に新規開設した事業者 （みなし指定を受けていない事業者）	市に新規指定申請が必要。	平成29年2月16日までに、申請書に必要書類を添えて介護保険課に提出。 ※事業所宛に手続きの通知を発出しております。まだ提出していない事業者は早急に手続きして下さい。
	(基準緩和サービス) ・通所型 交流型通所サービス 運動型通所サービス ・訪問型 家事支援型訪問サービス	基準緩和サービスを実施しようとするすべての事業所	市に新規指定申請が必要。	平成29年3月10日までに、申請書に必要書類を添えて介護保険課に提出。

⇒総合事業の事業者指定申請は、平成29年1月20日（金）から受付を開始しております。

※平成28年5月1日指定以降の新規指定は前月10日を書類提出の締切とし、翌月1日指定となります

④他市町村の利用者がいる場合の手続き

○現行相当サービス（介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービス共通）

（1）みなし指定を受けている事業所

みなし指定は「現行相当サービス」について、「全国の市町村から指定されている」状態であるため、みなし指定有効期間である平成30年3月末まで、特段の手続きなく現行相当サービスの提供は可能。ただし、平成30年4月以降も引き続きサービス提供をする場合は、利用者の属する保険者の指定更新手続きが必要です。

H27.4.1 ⇒ H29.4.1 ⇒ H30.3.31 ⇒ H30.4.1
みなし指定 総合事業開始 ☆指定更新

例 ・川口市の利用者がいる → 川口市に指定更新の申請

（2）みなし指定を受けていない事業所

平成27年4月1日以降に開設している事業所は、みなし指定を受けていないため、総合事業の開始に向けて他市の利用者がいる場合に、利用者の保険者にそれぞれ新規指定申請が必要です。

ただし、他市町村の事業所の指定は、市町村の裁量です。市町村によっては、他市の事業所を指定しない可能性があります。事前に各市町村にお問い合わせ下さい。

○基準緩和サービス（家事支援型訪問サービス、交流型通所サービス・運動型通所サービス共通）

- ・基準緩和サービスにはみなしの指定は適用されません。
- ・市町村によって、サービスの実施状況や緩和した基準は異なります。また、現行相当サービスと同様、他市町村の事業所を指定するかは、市町村裁量となりますので、各市町村の総合事業担当にお問い合わせ下さい。

※さいたま市内の施設の住所地特例対象者は、さいたま市内の総合事業（現行相当・基準緩和共通）サービスを利用できます。

事業者指定申請について

⑤ 指定申請書類について

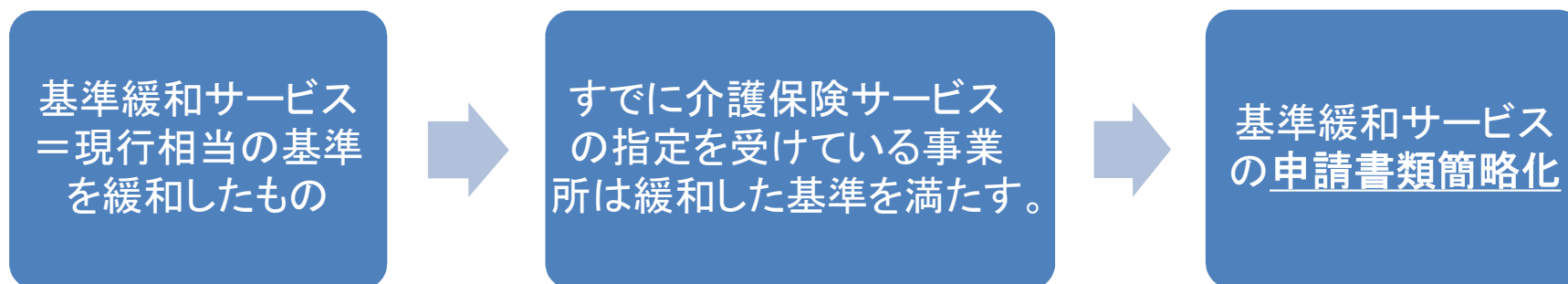
○ これまでのご案内

- ・ さいたま市HP「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について」に書類を掲載
- ・ 各サービスの添付書類一覧を参照し、必要な書類を提出する。
- ・ みなし指定対象外の事業所が現行相当サービスの申請をする際、提出書類を省略することを可としている。
- ・ **基準緩和サービスは、新規サービスであるため、すべての書類を提出する。**

○ 寄せられたご意見等

- ・ 4月から基準緩和サービスを開始したいが、書類作成が間に合わない可能性がある（3月10日㍻）
- ・ すでに開設している事業所が基準緩和サービスの指定申請をする際、開設時に確認済みの事項が多い

○ 今後の取扱い



○ 申請書類簡略化の対象

1. 基準緩和サービスの指定申請時に、同一事業所ですでに「通所介護の指定を受けている場合」
2. 基準緩和サービスを通所介護と「一体的に運営する場合」

※ 一体的に運営するとは・・・場所を分けずに、同じ機能訓練室で、サービス内容を区分しつつサービス提供すること。

事業者指定申請について

⑥ 指定申請書類の省略部分（基準緩和サービス）

○ 基準緩和サービス(さいたま市交流型・運動型通所サービス)の指定申請に係る添付書類一覧

	申請書及び添付書類	様式	要否
申請書	さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定申請書	様式第1号	○
	交流型通所サービス・運動型通所サービスの指定にかかる記載事項	付表2-2	○
1	申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿謄本又は条例等		×
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	○
3	従業者との雇用関係がわかる書類の写し		○
4	管理者の経歴書	参考様式2	×
5	従業者の資格を証明する書類の写し		○
6	平面図（事務所内の書庫や机等、備品の配置も記載すること）	参考様式3	○
7	事業所の写真		×
8	事業所の周辺地図		×
9	設備・備品一覧表	参考様式5	×
10	消防用設備等検査済証の写し		×
11	運営規程		○
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式6	×
13	サービス提供実施単位一覧表	参考様式7	○
14	当該申請に係る資産の状況		×
15	損害賠償責任保険証の写し		×
16	欠格要件に該当しない旨の誓約書	参考様式9-1	○
17	関係法令を遵守する旨の誓約書	参考様式30	○
18	役員及び管理者の氏名等	参考様式9-2	×
19	管理者等一覧表（同一法人が運営する埼玉県内全ての事業所を記載すること）	参考様式31	×
20	第1号事業支給費算定に係る届出書	様式第3号	○
21	第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	様式第3号（別紙）	○
22	管理者の本人確認（本人が公的身分証明書を持参の上来庁し確認）		×



要否が×の書類は省略を可とします。

ただし、運動型で機能訓練指導員に「経験のある介護職員」を配置する場合、経歴書を提出する等、場合に応じて必要な書類を求めることがあります。

事業者指定申請について

⑦指定申請全般

○申請期限日（毎月10日）付近は申請が集中するため、各指定を受ける場合、事前に予約をし、窓口にて余裕をもった時期に申請をお願いします。

指定申請予約先 さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課 事業者係
TEL：048-829-1265

○事業者指定に関する相談も随時受け付けています。

（土・日・祝日を除く8:30～17:15まで）＊12:00～13:00を除く

○申請書類や指定基準については、さいたま市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について」をご覧ください。

【該当ページへの進み方】

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 >
地域支援事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前
申請について

○基準緩和サービスの指定を受けないことで生じる違い

介護予防ケアマネジメントによるアセスメントの結果、本人の状態が現行相当サービスの利用対象者像に該当しないと判断された場合、事業所として（基準緩和サービスを提供していないので）サービス提供を継続できなくなります。

総合事業開始にあたっての留意事項

①定款・登記簿謄本について

総合事業の実施にあたり、法人定款の目的欄に、該当のサービスを**追加で位置づける**必要があります。
※介護予防サービスは、平成30年3月31日まで存続しますので、削除をする必要はありません。

平成29年3月末まで
「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」
「介護予防訪問介護事業」
「介護予防通所介護事業」



平成29年4月1日以降 追加
「介護保険法に基づく第1号事業」
「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」

なお、定款変更について、医療法人や社会福祉法人等、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。）

- ※ 社会福祉法人で第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」が入っている場合には、「老人居宅介護等事業」は第1号訪問事業、「老人デイサービス事業」は第1号通所事業が含まれるため、変更は不要と考えられます。
- ※ 総合事業実施における定款・登記簿謄本の変更に関しては、**変更届の提出を不要**とします。

②運営規程・契約書・重要事項説明書

現在の利用者との契約等については、「介護予防通所介護」に関する契約であるため、総合事業の実施にあたり、サービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。

ただし、現行相当サービスを利用する場合、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。

運営規程についても変更を要しますので、作成例について、ホームページに掲載します。※変更届提出は不要

3 監査指導について

監査指導について

実地検査

- ・ 入手した各種情報により、指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施する。
- ・ 関係市町村や関係機関とも十分な連携を図り、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払を早期に停止させるための機動的な対応を行う。→ **事前予告なし**
- ・ 実地検査の結果によっては、行政指導（改善勧告・改善命令）や行政処分（効力の停止・指定の取消し）に繋がる場合がある。→ **行政処分は公表対象**

実地指導

- ・ 運営全般や報酬請求について指導
- ・ 原則は**事前に通知**して実施。ただし、高齢者虐待との関連が疑われる場合など事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、事前に通知せずに行う場合もある。
- ・ 著しい違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には**監査へ変更**

実地検査

市長は、サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、事業者・事業者であった者・事業所の従業者であった者に対し、報告・帳簿書類の提出・提示を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、事業所、事務所その他関係のある場所に立ち入り、その設備・帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

居宅サービス	訪問介護		介護保険法第76条
	通所介護		
地域密着型サービス	地域密着型通所介護		介護保険法第78条の7
介護予防サービス	(旧)介護予防訪問介護		介護保険法第115条の7
	(旧)介護予防通所介護		
居宅介護支援			介護保険法第83条
介護予防支援			介護保険法第115条の27
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業	介護予防訪問介護サービス (現行相当)	介護保険法 第115条の45の7
		家事支援型訪問サービス (緩和した基準)	
	第1号通所事業	介護予防通所介護サービス (現行相当)	
		交流型通所サービス (緩和した基準)	
		運動型通所サービス (緩和した基準)	
	第1号生活支援事業		
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント		

実地指導

市は、保険給付に関して必要があると認めるときは、
 保険給付を受ける者・保険給付に係るサービスを担当する者・保険給付に係る住宅改修を行う者又はこれらの者であった者に対し、
 文書その他の物件の提出・提示を求め、依頼し、又は職員に質問・照会をさせることができる。

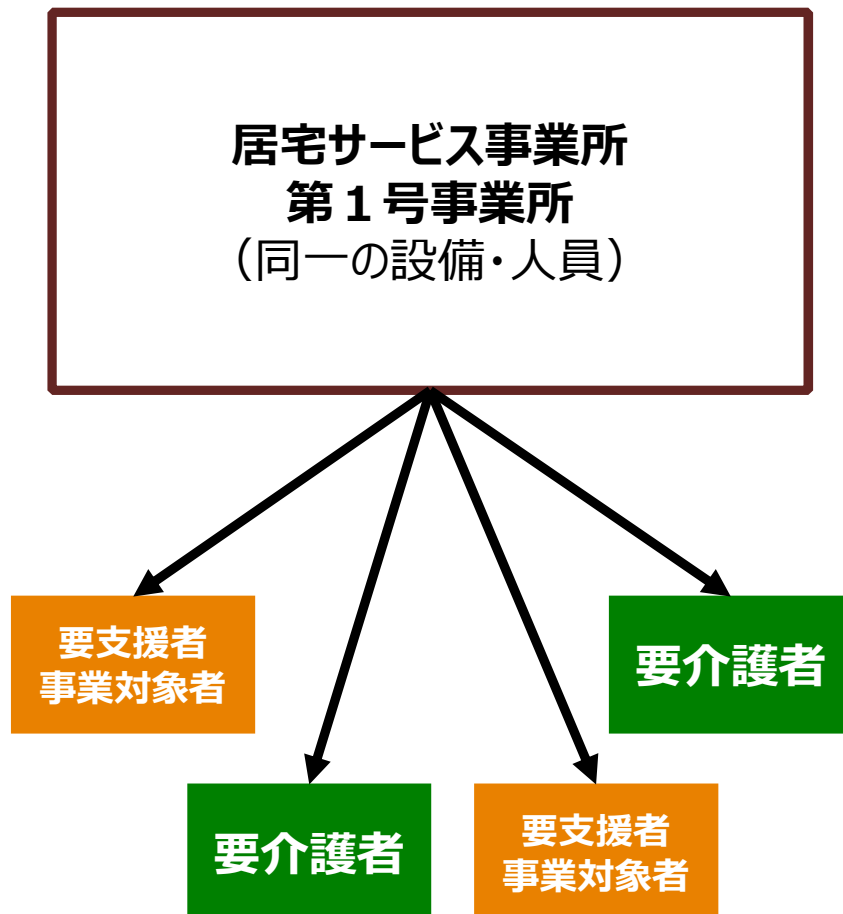
居宅サービス	訪問介護		介護保険法第23条
	通所介護		
地域密着型サービス	地域密着型通所介護		
介護予防サービス	(旧)介護予防訪問介護		
	(旧)介護予防通所介護		
居宅介護支援			
介護予防支援			
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業	介護予防訪問介護サービス (現行相当)	さいたま市 介護予防・日常生活 支援総合事業 の実施に関する要綱
		家事支援型訪問サービス (緩和した基準)	
	第1号通所事業	介護予防通所介護サービス (現行相当)	
		交流型通所サービス (緩和した基準)	
		運動型通所サービス (緩和した基準)	
	第1号生活支援事業		
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント		

監査指導について

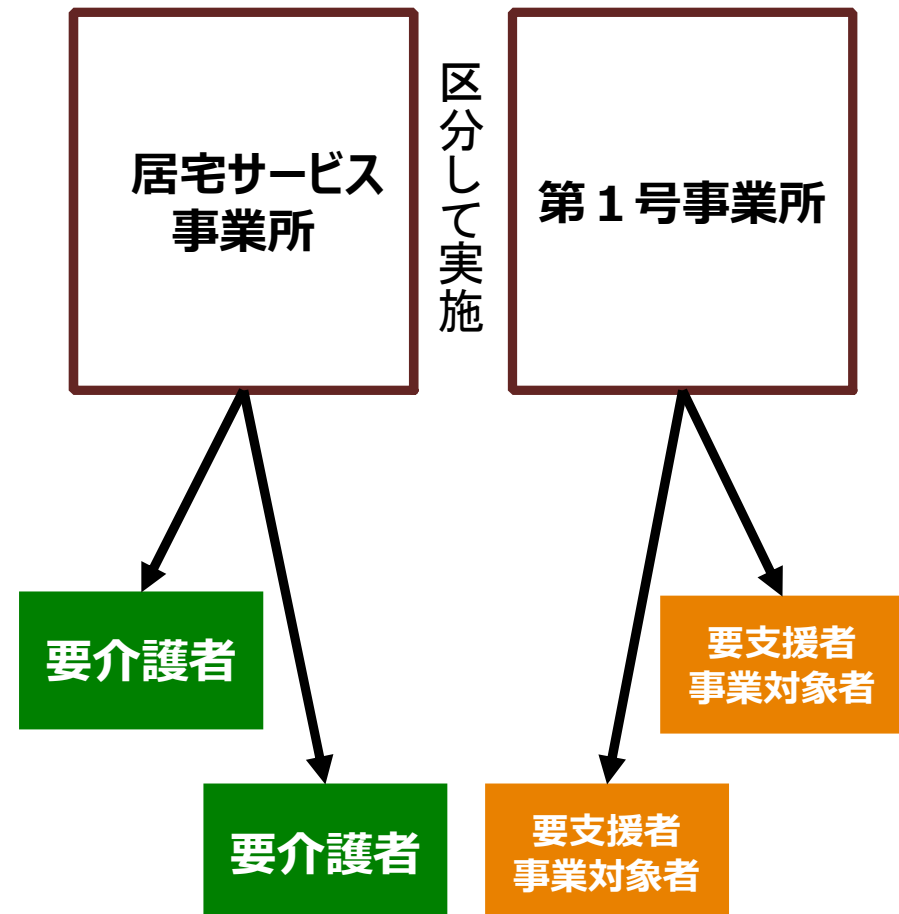
既存のサービス(居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス)と、介護予防・日常生活総合支援事業第1号事業の双方を行う場合の注意点

次の2つの類型が想定される。

① 一体的に実施



② 平行して実施



監査指導について

既存のサービス(居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス)と、介護予防・日常生活総合支援事業第1号事業の双方を行う場合の注意点

次の2つの類型が想定される。

① 一体的に実施

居宅サービス事業所
第1号事業所
(同一の設備・人員)

厳しいほう(居宅サービス)の基準を満たす。

○ 訪問サービス

両方の利用者を合計した数に応じたサービス提供責任者(1人/40人)の配置

○ 通所サービス

両方の利用者を合計した数に応じた従業者(相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員)の配置

② 平行して実施

居宅サービス
事業所

区分して
実施

第1号事業所

それぞれの基準をそれぞれの事業所が満たす。

完全に体制を分離することが必要

- ・ 別々に人員を配置する。
- ・ 独立した設備・備品を用いる(支障がない範囲において、同一敷地内の事業所の設備・備品を用いることが認められる場合を除く)

※ 特に通所サービスについては、例えばパーティション等で間を仕切るなどにより、従業者、利用者、サービスを提供する空間を明確に区別すること。

4 モデル事業報告について

(平成28年度介護予防・生活支援サービスモデル事業)

●実施目的

介護予防・日常生活支援総合事業を実施するため、介護予防ケアマネジメント及び市が指定する基準に基づいた訪問型・通所型サービスについてさいたま市の基準に則って試行的なサービスを提供し、平成29年4月以降スムーズに総合事業を運営するための具体的な問題点を事業所の目線で検証することを目的とする。

●実施内容及び対象者

介護予防ケアマネジメント

市内4圏域の地域包括支援センター ケアマネジメント総数41件

訪問型サービス

市内2カ所の指定訪問介護事業所 対象者10名

通所型サービス

市内3カ所の指定通所介護事業所 対象者31名

●モデル事業実施者

さいたま市の委託事業として、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会、以下「さい介協」が実施しました。

●サービス実施状況

平成28年10月 対象者抽出、事業説明、アセスメント、プラン作成、契約等

平成28年11月

～平成29年1月 試行的サービスの提供

誰もが住み慣れた地域で“いきいき”と輝きながら
暮らせる安心な社会を、一緒に作りましょう

ご清聴ありがとうございました



さいたま市保健福祉局福祉部
介護保険課
いきいき長寿推進課
監査指導課